

# 機能訓練特化型しのだデイサービス 指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人忠悠福祉会が設置する機能訓練特化型しのだデイサービス（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員が、要介護状態〔要支援状態等〕の利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

〔指定介護予防通所介護相当事業〕においては、要支援状態等の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定地域密着型通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

指定介護予防通所介護相当事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

8 前7項のほか、「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年青森市条例第10号）」、その他関係法令及び「青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 機能訓練特化型しのだえサービス
- (2) 所在地 青森県青森市篠田1丁目9-11 青森クリニック3階

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、生活相談員と兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規定されている指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。また、他の従事者と協力して地域密着型通所介護計画（通所型サービス個別計画）の作成等を行う。

- (2) 地域密着型通所介護従業者

- ①生活相談員 2名（常勤、管理者と兼務1名と介護職員と兼務1名）

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

- ②介護職員 4名（常勤3名 介護福祉士（うち生活相談員と兼務1名）、非常勤1名 訪問介護員2級養成研修課程修了）

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

- ③機能訓練指導員 1名（非常勤 理学療法士）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

- ④運転手 1名（非常勤専従）

（営業日、営業時間及びサービス提供時間帯）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 平日（月曜日から金曜日）と月最終週の土曜日

ただし、上記以外の土日祝日及びお盆（8/13、8/14）、年末年始（12/31～1/3）を除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から17時30分までとする。

- (3) サービスの提供時間帯 1単位目 9時00分から12時00分  
2単位目 13時30分から16時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

1 単位目 10名、2 単位目 10名

(事業の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 指定地域密着型通所介護計画(通所型サービス個別計画)の作成

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等を説明する。既に居宅サービス計画(通所型サービス個別計画)が作成されている場合には、居宅サービス計画(通所型サービス個別計画)の内容に沿った介護計画を作成する。

(2) 送迎

送迎専用車で送迎する。運転手は安全運転を徹底する。

(3) 健康チェック

利用者ごとに血圧、体温等のバイタルチェックや体重測定を行い、一人一人の健康保持を図る。異常の見られた際には家族、担当医師に連絡し、適切な処置をとる。

(4) 機能訓練

個々の状況に合わせた機能訓練目標を設定するとともに、個人にあったプログラムを提供し、実施することにより、残存機能の維持及び向上に努める。また、リハビリ機器を利用し、自主的に訓練に参加できるように指導するとともに、安全性に配慮する。

(5) グループ活動等

様々な活動及び他施設との交流を通じて、認知症の防止、生きがい作り、社会性を維持する。また、ボランティアを積極的に受け入れ、趣味活動の充実を図る。

(6) 生活指導(相談・援助等)

生活、身上、介護等に関する必要な相談に対し適切な助言を行う。

(7) 記録

指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕を提供した際に、それぞれの利用者について、指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供日及び内容、居宅介護サービス費その他必要な事項を利用者の居宅介護サービス計画に記載した書面に記録する。また、指定地域密着型通所介護(通所型サービス個別計画)に従ったサービスの実施状況及び目標達成状況の記録を行う。

(8) 市町村等への報告

必要に応じて書類の作成、報告等を行う。

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準に

よるものとし、当該事業〔指定介護予防通所介護相当事業〕が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額を徴するものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）」によるものとする。

- 2 指定介護予防通所介護相当事業を提供した場合の利用料の額は、「青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。
- 3 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をもとに協議する。
  - (1) 青森市との境界から片道20km未満 500円
  - (2) 青森市との境界から片道20km以上 1kmにつき25円
- 4 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対し指定地域密着型通所介護を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し提供するサービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 おやつを提供する費用については、月300円を徴収する。
- 6 利用料その他の費用を以下のいずれかの方法により徴収する。

		支払い方法		
1	自動引落	ゆうちょ銀行	※事前に申込書の提出が必要となります。 引落日 毎月15日 (土・日・祝日の場合は翌営業日)	原則として 請求月の 末日
2	振込	青森みちのく銀行	青森みちのく銀行 青森西支店(普)3017727 機能訓練特化型しのだデイサービス 園長 畠山 恵子	
3	現金払	機能訓練特化型しのだデイサービスにて現金支払い		

- 7 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

青森市(浪岡地区を除く)

(衛生管理等)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。その他留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービス内容を変更または中止の場合があり、家族、介護支援専門員に連絡の上対応することとする。
- (2) 体調不良、私用等でお休みする場合は前日夕方17時までに連絡すること。
- (3) 緊急連絡先については、確実に連絡が取れるようにすること。
- (4) 事業所内では飲酒しないこと。
- (5) 喫煙は、定められた場所ですること。
- (6) 従業者の指示に従うこと。
- (7) 利用者又介護者(家族等)からの金銭、又は物品の授受はしないこと。
- (8) 利用者又は介護者(家族等)に対しての宗教活動、政治活動、及び営利活動は行わないこと。
- (9) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為はしないこと。
- (10) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為はしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護

支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### （非常災害対策）

- 第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### （苦情処理）

- 第14条 事業所は、指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### （個人情報の保護）

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(地域との連携等)

第17条 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を

講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護相当事業〕に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人忠悠福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第21条 この規程の改正は、社会福祉法人忠悠福祉会理事会の議決により行う。

## 附則

- この規程は、平成24年9月1日から施行する。
- この規程は、平成25年9月6日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年8月16日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年10月1日から施行する。
- この規程は、平成29年12月16日から施行する。
- この規程は、平成30年1月11日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- この規程は、平成30年12月2日から施行する。
- この規程は、令和元年6月1日から施行する。
- この規程は、令和元年8月2日から施行する。
- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この規程は、令和元年11月13日から施行する。
- この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- この規程は、令和2年2月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年10月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年7月23日から施行する。
- この規程は、令和6年10月1日から施行する。
- この規程は、令和7年4月1日から施行する。